



2018年5月8日

各 位

会 社 名 株式会社 東芝
東京都港区芝浦 1 - 1 - 1
代表者名 代表執行役社長 綱川 智
(コード番号：6502 東、名)
問合せ先 執行役常務 長谷川 直人
Tel 03-3457-2100

当社海外子会社に対する仲裁申立に関するお知らせ

当社子会社の杭芝機電有限公司（以下、杭芝）に対して、仲裁の申立がなされた旨、5月7日に把握したことから、下記の通りお知らせいたします。

記

1. 杭芝が仲裁廷の開廷通知書を受領した日

2018年5月3日（中国現地時間）

2. 仲裁申立の概要及び経緯

原告は、2014年8月に、光触媒製品（注）の販売代理店契約を杭芝と締結しましたが、杭芝に起因する製品不備により、販売に支障を来したとの主張のもと、同社の保有する在庫に対する補償費用等を求めて、仲裁を申立てました。（注）光触媒を使った空気浄化製品

3. 原告の概要

- (1) 名称： 愛之馨（上海）家化有限公司
- (2) 所在地： 中華人民共和国（上海）自由貿易試験区加太路 29 号 2 号楼東部 301-A06 室
- (3) 代表者： 曹 国平（執行董事）
- (4) 資本金： 8 百万中国元（約 138 百万円）
- (5) 事業内容： 化学工業技術、省エネ技術、浄化技術領域に関する技術開発、技術譲渡、技術コンサルティング業務、技術サービス。自動車、自動車部品、化粧品、服装靴帽、工芸品、電子製品、日用百貨、繊維製品、機電設備、機電製品、洗剤、コンピューター、ソフトウェア及び補助設備、消防器材等の販売

4. 仲裁申立の内容

原告は、杭芝に対して、1,193 万人民元（約 2 億円）の支払を求めております。

5. 当社子会社の概要

杭芝機電有限公司

- (1) 所在地： 中華人民共和国浙江省杭州市教工路 27 号
- (2) 代表者： 隅田 敏（董事長）
- (3) 資本金： 7 億円
- (4) 事業内容： 車載用モータ、LED 照明、光触媒製品等の製造販売及びそれらに使用される部品の調達輸出業務、コンサルティング業務

6. 今後の対応

仲裁申立の内容を精査した上で、適切に対応して参ります。なお、本件仲裁申立が当社の業績に与える影響は軽微であり、2018 年 2 月 14 日に公表の 2017 年度業績見通しに変更はありません。

以 上